

熱海市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熱海市犯罪被害者等支援条例（令和5年熱海市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為及び性犯罪（刑法（明治40年法律第45号）第177条に規定する不同意性交等及び同法第179条第2項に規定する監護者性交等（同法第180条に規定する未遂及び同法第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含む。））をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡若しくは重傷病（負傷又は疾病（精神疾患を除く。）であつて、医師の診断により全治1箇月以上の加療を要するものに限る。以下同じ。）又は性犯罪による被害をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であつて、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて市民であるものをいう。

(総合的な窓口)

第3条 条例第7条第2項に規定する窓口で犯罪被害者等からの相談を受ける職員は、犯罪被害者等支援に関する研修等により能力向上に努めなければならない。

(見舞金の支給対象者)

第4条 条例第8条に規定する見舞金（以下「見舞金」という。）の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 遺族見舞金 死亡した犯罪被害者の遺族
- (2) 重傷病見舞金 重傷病を負った犯罪被害者
- (3) 性犯罪被害見舞金 性犯罪を受けた犯罪被害者

2 前項第1号に規定する遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者が死亡したときにおいて、その者と生計を一にしていた者であつて、犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第7条第1項第1号において同じ。）、子（縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあ

ったと認められる者を含む。第7条第1項第1号において同じ。）、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹とする。

3 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、その者の中から選定された代表者に対して当該見舞金を支給するものとする。

(見舞金の額)

第5条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円。ただし、同一の犯罪被害により、既に次号に規定する重傷病見舞金の支給を受けている者がその犯罪による被害に起因して死亡した場合は、20万円とし、既に第3号に規定する性犯罪被害見舞金の支給を受けている者がその犯罪による被害に起因して死亡した場合は、25万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円。ただし、同一の犯罪被害により、既に次号に規定する性犯罪被害見舞金の支給を受けている場合は、5万円
- (3) 性犯罪被害見舞金 5万円

(見舞金の申請)

第6条 遺族見舞金の支給を受けようとする者（以下「遺族見舞金申請者」という。）は、犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 死亡した犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 戸籍の謄本又は抄本、住民票の写しその他の遺族見舞金申請者と死亡者との続柄を証する官公署が発行した書類
- (3) 遺族見舞金受給代表者選定に関する届出書（様式第2号）（犯罪被害者の遺族が2人以上あるときに限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 犯罪行為により重傷病を負った者については、犯罪行為による重傷病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書その他の証明書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、本市が保有する公簿等により確認することができるものについては、見舞金の申請者の同意に基づいてその公簿等により確認し、書類の添付を省略させることができる。

4 第1項及び第2項の規定による申請は、犯罪等が発生した日から起算して1年以内に行ななければならない。ただし、当該重傷病の状態により申請が困難であるときその他の当該期間内に申請をしないことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(見舞金の支給の制限)

第7条 市長は、犯罪被害者又は遺族見舞金申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないものとする。

(1) 加害者との間に同居の関係又は親族関係（加害者が犯罪被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹である関係をいう。）が認められるとき。ただし、加害者からの暴力を理由に避難し、加害者と生計を別にしているときその他の見舞金の支給を行わないことが社会通念上適切でない認められる特段の事情があるときは、この限りでない。

(2) 当該犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(3) 熱海市暴力団排除条例（平成24年熱海市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者であるとき。

(4) 犯罪被害を原因として犯罪被害者又はその遺族が損害賠償を受けたとき。

(5) 当該犯罪被害に関して、他の地方公共団体から見舞金と同種のものの支給を受けているとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が見舞金の支給を行うことが適当でない認めるとき。

(見舞金の支給の決定)

第8条 市長は、第6条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い支給の可否を決定し、当該申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による支給の決定をしたときは、速やかに見舞金を支給するものとする。

(支給の決定の取消し等)

第9条 市長は、第6条第1項又は第2項の規定による申請を行った者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けた又は見舞金の支給の決定を受けた後に第7条各号のいずれかに該当したと認めるときは、当該決定を取り消すとともに、既に支給した見舞金の額に相当する金額を返還させるものとする。

(報告の徴収等)

第10条 市長は、見舞金の支給を適正に行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、報告を求めることができる。

2 市長は、見舞金の支給を適正に行うため必要があると認めるときは、第8条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）の施行前の罪については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所
氏 名
申請者 電話番号
被害者との続柄

見舞金の支給を受けたいので、熱海市犯罪被害者等支援条例施行規則第6条の規定により、次のとおり申請し、請求します。

犯罪被害発生日	年 月 日 ()			時頃
取扱警察署及び 受理番号等	警察署 年 月 日 第 号			
被害者	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	被害を受けたときの住所	熱海市		
被害の程度	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 重傷病 <input type="checkbox"/> 性犯罪被害			
支給申請金額	円			
振 込 先	金融機関		支店名	
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

添付書類

(1) 犯罪被害者が死亡した場合

- ア 死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- イ 戸籍の謄本又は抄本、住民票の写しその他の遺族見舞金申請者と死亡者との続柄を証する官公署が発行した書類
- ウ 遺族見舞金受給代表者選定に関する届出書（様式第2号。犯罪被害者の遺族が2人以上あるときに限る。）
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 犯罪被害者が重傷病を負った場合又は性犯罪の被害を受けた場合

- ア 犯罪被害者が重傷病を負った場合については、犯罪行為による重傷病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書その他の証明書の写し
- イ その他市長が必要と認める書類

(3) 代理人による申請の場合

- (1)又は(2)の書類のほか、委任状を添付してください。

誓約・同意事項

(1) 誓約事項

- ア 暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- イ 本申請書の内容に虚偽がないこと。

(2) 同意事項

- ア 支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うこと。
- イ 見舞金の支給の決定に際し、市が警察署等において上記犯罪行為に関する事項について照会等を行うこと。
- ウ 偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けた又は見舞金の支給の決定を受けた後に第7条各号のいずれかに該当したと市長が認めたときは、見舞金を熱海市に返還すること。

上記全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

年 月 日

申請者氏名 _____

様式第2号（第6条関係）

遺族見舞金受給代表者選定に関する届出書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所

届出者 氏 名

電話番号

見舞金の支給を受けたいので、熱海市犯罪被害者等支援条例施行規則第4条第3項に規定する代表者として、下記のとおり選定したので届け出ます。

記

代 表 者	住 所		
	フリガナ		電話番号
	氏 名		
犯罪行為により死亡した方	住 所		
	氏 名		
	死亡年月日	年	月 日

【受給対象者】

上記の者を代表者とすることに同意します。

氏 名	住 所	続 柄

【注意事項】

この届出書は民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。